

項目	意見等	市の考え方
<p>第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (2) 産業構造の変化</p> <p>1</p> <p>【土地・水調整課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「産業別人口では、すべての産業で人口が減少するものと見込まれますが、特に第1次産業と第2次産業の減少が顕著となることが予想されます。」</p> <p>(理由)</p> <p>・平成22年を基準とした平成36年度の各産業別人口の予想減少率は第1次産業▲46%、第2次産業▲62%、第3次産業▲34%となっており、第2次産業の減少が特に顕著であるため。</p>	<p>ご指摘のとおり第2次産業の減少が顕著ですが、産業構造の変化について産業別のそれぞれの状況を表すため、「産業別人口では、すべての産業で人口が減少するものと見込まれますが、特に第1次産業と第2次産業の減少が顕著となることが予想され、第3次産業の割合が大きくなるものと考えられます。」に修正します。</p>
<p>第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (2) 産業構造の変化</p> <p>2</p> <p>【土地・水調整課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「人口比率で見ると第1次産業はほぼ横ばいとなることが予想されますが、生産年齢人口の減少に伴い特に第2次産業及び第3次産業の人口が大きく減少することが予想されることから、相対的に比率が横ばいになる産業構造のサービス産業化が進行するものと考えられます。」</p> <p>(理由)</p> <p>・産業別の人口比率では第1次産業が8%で横ばいで、第2次産業が33%→23%となるものの、第3次産業は58%→66%となり、以前からみられる産業構造のサービス産業化が進行するものと考えられるため。</p>	<p>ご指摘のとおりですが、産業構造の変化については前段でも記述しているため、人口比率に関する記述は削除し、代わりに今後の課題を記述することとし、「人口比率で見ると第1次産業はほぼ横ばいとなることが予想されますが、生産年齢人口の減少に伴い第2次産業及び第3次産業の人口が大きく減少することが予想されることから、相対的に比率が横ばいになるものと考えられます。なお、東日本大震災や原発事故により多くの産業が被害を受けていることから、これまで本市の発展を支えてきた農林水産業及び商工業の再建を支援するとともに、次世代に向けた産業発展の方向性を確立することが課題となっています。」に修正します。</p>
<p>第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (4) 土地利用に対する意識の変化</p> <p>3</p> <p>【土地・水調整課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「中心市街地の空洞化や耕作放棄地の増加などの低未利用地化非効率的な土地利用が顕著になっている中、開発を志向する土地利用から、こうした低・未利用地の有効利用への要請が高まっています。」</p> <p>(理由)</p> <p>・低・未利用地化という概念が全国計画・県計画において用いられていないことから、非効率的な土地利用の傾向が顕著である旨の表現に改めた方が理解されやすいため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「中心市街地の空洞化や耕作放棄地の増加などの低未利用地化が顕著になっている中、開発を志向する土地利用から、こうした低・未利用地の有効利用への要請が高まっています。」に修正します。</p>

	項目	意見等	市の考え方
4	第1章 土地利用の現状と課題 4 土地利用の課題 (1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用 【土地・水調整課】	(案) ・「特に、放射性物質による生活圏、農用地、森林などの汚染は、土地利用に重大な影響を与えていることから、効果的・効率的な除染の推進と 土地に対する風評を払拭すること科学的見地に基づいた正確な情報の発信 が必要となります。」 (理由) ・土地に対する風評に払拭という表現が具体的に何を指示するのかわかりにくいため。	ご指摘のとおり、「特に、放射性物質による生活圏、農用地、森林などの汚染は、土地利用に重大な影響を与えていることから、効果的・効率的な除染の推進と 土地に対する風評を払拭すること科学的見地に基づいた正確な情報の発信 が必要となります。」に修正します。
5	第1章 土地利用の現状と課題 4 土地利用の課題 (2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用 【土地・水調整課】	(案) ・「長期にわたる人口減少に加えて、東日本大震災や原発事故の影響による市外への人口流出により、今後は、土地利用転換圧力が全体的に弱まることが予想され ますがること から、 農用地や森林などの 土地利用転換については、土地利用の不可逆性や、農業や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があります。」 (理由) ・本文の接続関係を鑑みるに、前半と後半は相関関係にあることから、「が」でつなぐのは不適切であるため。また、「農用地や森林などの」といった表現が近接して重複するのは文章表現上都合が悪いため。	ご指摘を踏まえ、「長期にわたる人口減少に加えて、東日本大震災や原発事故の影響による市外への人口流出により、今後は、土地利用転換圧力が全体的に弱まることが予想され ますがること から、 農用地や森林などの 土地利用転換については、土地利用の不可逆性や、 農業農用地 や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があります。」に修正します。
6	第2章 土地利用の基本構想 2 土地利用の基本方針 (2) 土地需要の量的調整 【森林計画課】	(案) ・「また、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や、 県土保全機能 や自然環境保全機能など、 農用地農業 や森林の もつ有する多面的な機能 に配慮して、適切な保全を基本とし、災害公営住宅等の復旧・復興に寄与する都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行います。」 (理由) ・県国土利用計画と表現の統一を図った方が適切と思われるため。	平成26年10月に議決を受けた南相馬市復興総合計画基本構想に即した記述であるため、原案のとおりといたします。

項目	意見等	市の考え方
<p>7</p> <p>第2章 土地利用の基本構想 3 利用区分別の土地利用の基本方向 (1) 農用地</p> <p>【農林企画課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「営農の再開や農地集積が見込まれるなど、本市の農業生産力等を向上させる上で重要な農用地などについては、他用途への転換を抑制し、その生産基盤としての機能を充実を図ります。」</p> <p>(理由)</p> <p>・農地集積が見込まれないような、農業生産力向上に寄与しない農用地は維持しないように受け止められるため。</p> <p>・何の「機能の充実」を図るのか分からないため。</p>	<p>ご指摘のとおり、「営農の再開や農地集積が見込まれるなど、本市の農業生産力等を向上させる上で重要な農用地などについては、他用途への転換を抑制し、その生産基盤としての機能を充実を図ります。」に修正します。</p>
<p>8</p> <p>第2章 土地利用の基本構想 3 利用区分別の土地利用の基本方向 (1) 農用地</p> <p>【農林企画課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「津波により甚大な被害を受けた沿岸域の農用地については、復旧除塩や原形復旧、大区画ほ場整備による営農基盤の再整備を推進するとともに、一部においては再生可能エネルギー基地の整備など有効な土地利用への転換を図ります。」</p> <p>(理由)</p> <p>・津波による被害を受けた農地については太陽光発電等への土地利用の転換を中心に考えているというような誤解を生じかねないので、あくまで農地は農地として復旧することが原則であることがわかりやすいような表現にすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「津波により甚大な被害を受けた沿岸域の農用地については、復旧を推進するとともに基本としてつ、地域の実情を踏まえ、海岸防災林や再生可能エネルギー基地の整備など有効な土地利用への転換を図ります。」に修正します。</p>
<p>9</p> <p>第2章 土地利用の基本構想 3 利用区分別の土地利用の基本方向 (2) 森林</p> <p>【農林企画課】</p>	<p>(意見)</p> <p>・「森林については、公益的機能の回復と放射線量の低減に努めるとともに、原則として保全していく間伐等の森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能の確保を図り、適切な維持管理のもと健全な森林の保全に努めるものとします。」とあるが、「森林の公益的機能」が何を意味するのか分かり難いため表現を修正すべき。</p> <p>また、「原則」と「ものとします」が並列使いされており、保全に消極的な表現にも受け取られる。保全しないニュアンスも含ませたいのであれば、公文書では「・・・」ものとします。」だけで良い。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「森林については、公益多面的機能の回復と放射線量性物質の低減に努めるとともに・拡散防止、原則として保全していくものとします並びに適切な維持管理のもと健全な森林の保全に努めるものとします。」に修正します。</p>

	項目	意見等	市の考え方
10	第2章 土地利用の基本構想 3 利用区分別の土地利用の基本方向 (2) 森林 【森林計画課】	(案) ・「森林については、 公益的機能の回復と放射線量の低減に努めるとともに、原則として保全していく間伐等の森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能の確保を図り、適切な維持管理のもと健全な森林の保全に努める ものとします。」 (理由) ・森林整備と放射性物質対策を一体的に実施することを記載するとともに、森林の保全のためには適切な維持管理が必要なことについても記載すべきである。	〃 なお、間伐や森林整備等の具体的な措置等については、「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 3 土地の有効利用の促進 (2) 森林の有効利用」で記述します。
11	第2章 土地利用の基本構想 3 利用区分別の土地利用の基本方向 (5) 道路 【県警交通規制課】	(案) ・「また、道路の安全性・快適性の向上を図るとともに、 道路空間の有効利用を実現するため、交通の安全と円滑の確保や交通障害の防止に配慮した交通安全施設等の整備を推進し、道路の多面的機能の発揮に努めます。 」 (理由) ・多発する交通事故に対応し、円滑な交通流を確保するとともに、災害発生時の交通の安全と円滑を図る上からも、道路整備については具体的な表現として推進すべきである。	ご指摘を踏まえ、「また、道路の安全性・快適性の向上を図るとともに、 道路空間の有効利用を実現するため、安全で円滑な道路交通の確保や交通障害の防止に配慮した交通安全施設等の整備を推進し、道路の多面的機能の発揮に努めます。 」に修正します。
12	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 イ 都市周辺地域 【農林企画課】	(案) ・「また、ほ場整備事業等により、高能率的な生産基盤条件を満たす農用地 はなど について、農作物の生産性の向上及び良好な田園風景維持の観点から保全を図るとともに、高度な経営能力と技術力を備えた担い手農業者の確保、育成に努めます。」 (理由) ・高能率的な生産基盤条件を満たさないような農用地は保全しないように受け取られるため。	ご指摘のとおり、「また、ほ場整備事業等により、高能率的な生産基盤条件を満たす農用地 はなど について、農作物の生産性の向上及び良好な田園風景維持の観点から保全を図るとともに、高度な経営能力と技術力を備えた担い手農業者の確保、育成に努めます。」に修正します。

	項目	意見等	市の考え方
13	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 ウ 沿岸地域 【森林保全課】	(案) ・「また、津波や原発事故により失われてしまった保安林や海岸などの良好な自然やレクリエーション機能、漁業機能などを取り戻し、市民や来訪者が多様な活動の場として利用できるよう整備します。」 (理由) ・原発事故で保安林は失われていないため。	ご指摘のとおり、「また、津波や原発事故により失われてしまった保安林や海岸などの良好な自然やレクリエーション機能、漁業機能などを取り戻し、市民や来訪者が多様な活動の場として利用できるよう整備します。」に修正します。
14	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 エ 山間地域 【森林計画課】	(案) ・「しかし、原発事故により放出された放射性物質の影響により山間地の放射線量は非常に高く、以前のような自然とのふれあいや多様な交流を展開することは難しい状況にあります。」 (理由) ・山間地は全て線量が高いという誤解を招きかねないので削除すべき。	ご指摘のとおり、「しかし、原発事故により放出された放射性物質の影響により山間地の放射線量は非常に高く、以前のような自然とのふれあいや多様な交流を展開することは難しい状況にあります。」に修正します。
15	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 エ 山間地域 【森林計画課】	(案) ・「山間地域は、国土保全や水源かん養の観点から重要な役割を担う天然林や人工林が主体となっているためことから、他用途への転換を最小限にとどめるとともに、原則として保全していきま す 間伐等の森林整備による適切な維持管理のもと健全な森林の保全に努めることとします。」 (理由) ・保全について漠然とした表現ではなく、保全の仕方について具体的に記載すべき。	ご指摘を踏まえ、「山間地域は、国土保全や水源かん養の観点から重要な役割を担う天然林や人工林が主体となっているため他用途への転換を最小限にとどめ、 原則として保全していきま す。」に修正します。 なお、間伐や森林整備等の具体的な措置等については、「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 3 土地の有効利用の促進 (2) 森林の有効利用」で記述します。

項目	意見等	市の考え方
<p>第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 エ 山間地域</p> <p>16 【森林計画課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「山間地域における放射性物質の対応については、間伐等の森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能の確保や路網整備によって放射線量の低減を図るとともに、自然減衰、ウェザリング効果による空間放射線量の推移をモニタリングしながら、豊かな自然環境を生かした森林浴やハイキングなどが楽しめる憩いの場の創設出に努めてまいります。」</p> <p>(理由)</p> <p>・放射性物質の対応について記載するならば、路網整備は放射線量の低減にはならないので、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施することについて記載すべき。</p> <p>また、路網整備について記載するならば、「路網整備により伐採材の搬出を促し、建築材や木質バイオマス関連施設への供給源等として利活用を図る」など、放射性物質と切り離して記載すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「山間地域における放射性物質の対応については、間伐や路網整備によって放射線量の低減を図るとともに、また、原発事故により広範囲の森林が放射性物質に汚染され、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する多面的機能が低下していることから、放射性物質対策や森林整備等により森林の再生を図るとともに、自然減衰、ウェザリング効果による空間放射線量の推移をモニタリングしながら、豊かな自然環境を生かした森林浴やハイキングなどが楽しめる憩いの場の創設出に努めてまいります。」に修正します。</p>
<p>第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 エ 山間地域</p> <p>17 【森林整備課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「山間地域における放射性物質の対応については、間伐等の森林整備や路網整備によって及び放射性物質対策を適切に行うことで、放射線量の低減と放射性物質の拡散防止を図るとともに、自然減衰、ウェザリング効果による空間放射線量の推移をモニタリングしながら、豊かな自然環境を生かした森林浴やハイキングなどが楽しめる憩いの場の創設出に努めてまいります。」</p> <p>(理由)</p> <p>・森林内の放射性物質の大半が土壌の表層に分布しており、路網整備や森林整備だけでは放射線量の低減に結びつかない。そのため、森林の空間放射線量によって以下の2つの対策を組み合わせることで、放射性物質の対策を行いながら豊かな自然環境の回復につながると考える。</p> <p>①利用間伐や主伐を行って、土壌以外に分布している放射性物質の低減を図る。</p> <p>②表土の流出を防止する等の放射性物質対策を行って放射性物質の拡散防止を図る。</p>	<p>”</p>

	項目	意見等	市の考え方
18	第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 2 土地利用の転換の適正化 イ 森林の転換 【相双農林事務所】	(案) ・「森林の転換を行う場合は、 林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止・環境保全・水源かん養・大気浄化等の、水害の防止、水の確保、環境の保全等の 公益的機能の維持に支障が生じないように十分に配慮し、 森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しつつ、森林法など土地規制関連法等の 適切な運用により、周辺土地利用との調整を図ります。」 (理由) ・森林法の林地開発許可制度に照らした文言に修正するため。	ご指摘のとおり、「森林の転換を行う場合は、 林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止・環境保全・水源かん養・大気浄化等の、水害の防止、水の確保及び環境の保全等の 公益的機能の維持に支障が生じないように十分に配慮し、 森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しつつ、森林法など土地規制関連法等の 適切な運用により、周辺土地利用との調整を図ります。」に修正します。
19	第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 2 土地利用の転換の適正化 エ 農山村における混住化の進行する地域における土地利用の転換 【相双農林事務所】	(意見) ・「農山漁村における混住化の進行する地域において土地利用の転換を行う場合は、必要な土地のまとまりを確保することなどにより、農用地、宅地等相互の土地利用の調整を図ります。」とあるが、具体的にどのような土地利用調整をするのか不明瞭である。	ご指摘を踏まえ、「農山漁村における混住化の進行する地域において土地利用の転換を行う場合は、 土地利用の混在による弊害を防止するため、 必要な土地のまとまりを確保することなどにより、農用地、宅地等相互の土地利用の調整を図ります。」に修正します。
20	第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 3 土地の有効利用の促進 (1) 農用地の有効利用 【農林企画課】	(案) ・「また、津波の被害を受けた農用地については、除塩や原形復旧、大区画化ほ場整備などによる再整備を進めるとともに、 一部においては再生可能エネルギー基地をの整備しますなど有効な土地利用への転換を図ります。 」 (理由) ・農地復旧は、あくまで営農再開が原則である。津波被災の内の復旧は、再エネ基地整備が前提にあるような誤解を生じないようにするため、修正が必要である。	ご指摘を踏まえ、「また、津波の被害を受けた農用地については、除塩や原形復旧、大区画化ほ場整備などによる再整備を進めるとともに、 地域の実情を踏まえ、海岸防災林や再生可能エネルギー基地をの整備しますなど有効な土地利用への転換を図ります。 」に修正します。

	項目	意見等	市の考え方
21	<p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要</p> <p>3 土地の有効利用の促進</p> <p>(2) 森林の有効利用</p> <p>【森林計画課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「森林については、間伐や路網整備等を実施し、森林の公益的機能回復と放射線量の低減等の森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能の確保に努めます。また、木材建築材や木質バイオマス等の需要に対応した供給体制の整備を促進するとともに、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備や林道、作業道の整備を計画的に推進します。」</p> <p>(理由)</p> <p>・路網整備は公益的機能回復と放射線量の低減には繋がらないため、路網整備は除外すべき。</p> <p>また、木材の用途のひとつに木質バイオマスが含まれることから、この場合、建築材と表現した方が適切と思われる。</p> <p>さらに、木材は建築材や木質バイオマス以外にも用途があることから、「等」を付け足すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「森林については、間伐等による森林整備や路網整備等、表土流出防止柵の設置等による放射性物質対策を一体的に実施することにより、森林の有する公益多面的機能の回復と放射線量の低減に努めます。また、建築材や木質バイオマス等の需要に対応した供給体制の整備を促進するとともに、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備や林道、作業道の整備を計画的に推進します、放射性物質の低減・拡散防止を図ります。」に修正します。</p>
22	<p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要</p> <p>3 土地の有効利用の促進</p> <p>(2) 森林の有効利用</p> <p>【森林整備課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「森林については、間伐森林整備や路網整備等を実施し、森林の公益的機能回復と放射線量の低減・拡散防止に努めます。」</p> <p>(理由)</p> <p>・森林内の放射性物質の大半が土壌の表層に分布しており、路網整備や森林整備だけでは放射線量の低減に結びつかない。そのため、森林の空間放射線量によって以下の2つの対策を組み合わせることで、放射性物質の対策を行いながら豊かな自然環境の回復につながる。と考える。</p> <p>①利用間伐や主伐を行って、土壌以外に分布している放射性物質の低減を図る。</p> <p>②表土の流出を防止する等の放射性物質対策を行って放射性物質の拡散防止を図る。</p>	<p>”</p>

項目	意見等	市の考え方
<p>23</p> <p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 3 土地の有効利用の促進 (2) 森林の有効利用</p> <p>【森林保全課】</p>	<p>(案)</p> <p>・「森林については、放射性物質に汚染され、森林整備が停滞していることから、間伐や路網整備等を実施し、森林の公益的機能回復と放射線量の低減に努めます。」</p> <p>(理由)</p> <p>・間伐や路網整備を実施しなければならない理由を追加すべき。</p>	<p>”</p>
<p>24</p> <p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 3 土地の有効利用の促進 (4) 道路の有効利用</p> <p>【相双建設事務所】</p>	<p>(案)</p> <p>・「また、都市部においては道路緑化・植栽を推進し、緑豊かで親しみのある道路空間の創出を図るとともに、防災機能の向上など多面的機能の強化に努めます。」</p> <p>(理由)</p> <p>・道路事業において、都市部以外については道路緑化・植栽を進めることは難しいため。</p>	<p>ご指摘のとおり、「また、都市部においては道路緑化・植栽を推進し、緑豊かで親しみのある道路空間の創出を図るとともに、防災機能の向上など多面的機能の強化に努めます。」に修正します。</p>
<p>25</p> <p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 4 災害に強い都市基盤の整備</p> <p>【森林計画課】</p>	<p>(意見)</p> <p>・「また、農林業の担い手の育成や、農業や森林づくりへの市民の理解と参加など、農用地や森林を適正に維持管理するための条件の整備を推進します。」とあるが、担い手の育成や、農業や森林づくりへの市民の理解と参加などが「維持管理するための条件」に当たるのか。</p>	<p>ご指摘については、今後、第1次産業人口の減少が予想される状況において、農林業の担い手を確保することが農用地及び森林を適正に維持管理するための基礎的な条件の1つであると考えため、原案のとおりといたします。</p>

	項目	意見等	市の考え方
1	第1章 土地利用の現状と課題 4 土地利用の課題 (1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用	「特に、放射性物質による生活圏、農用地、森林などの汚染は、土地利用に重大な影響を与えていることから、効果的・効率的な除染の推進と土地に対する風評を払拭することが必要となります。」とあるが、この『風評』という言葉が用いられる背景には、行政が「本当は安全な状況なのに『風評』によって不安が煽られ、経済的な損失が生じているため、人々の不安を取り除き『風評』を払拭することが、放射線対策の主目的である」との考えがあるかのように思われる。これほど住民を侮辱した態度はない。この『風評』という言葉は徹底したモニタリングの結果の後に使われるべき言葉だと考える。	ご指摘を踏まえ、「特に、放射性物質による生活圏、農用地、森林などの汚染は、土地利用に重大な影響を与えていることから、効果的・効率的な除染の推進と 科学的見地に基づいた正確な情報の発信が必要となります。 」に修正します。
2	第2章 土地利用の基本構想 1 基本理念 2 土地利用の基本方針	放射性物質により広域にわたって汚染されている状況については、本案において的確な現状認識が示されているが、放射線対策はまるで山間地と農用地に限定されているかのような極めて不十分なものとなっている。放射性物質による汚染の問題は、濃淡の違いはあれ農用地・森林・原野・水面・河川等すべてに共通の課題である。 また、放射性物質による汚染の問題は、徹底したモニタリングが重要であり、除染を中心に対策を講じるとすれば、線量よりも汚染実態の把握が急務である。土壌や山林・水路などの汚染実態を把握しなければ、効果的・効率的な除染はできない。 さらに、放射性物質の汚染対策において、除染の他に重要なのが放射線防護の問題である。農作業や林業などの屋外活動においては、放射性物質による身体汚染の問題が発生する。過度の汚染は内部被ばくにもつながるため、この点についても的確な防護対策が求められる。 以上の3点の趣旨について、基本理念及び基本方針に盛り込むべきではないか。	放射性物質による汚染に対する除染等の具体的な対策については、南相馬市除染実施計画において定めております。 放射線防護の対策については、市民の不安や要望に個別に対応できる体制を整備するため本年9月から放射線健康相談員を配置しております。また、放射線の基礎知識をまとめた冊子を市民の皆様へ配布する予定でございます。 なお、本計画は土地の利用に関する基本的事項を定める計画でございますので、原案のとおりといたします。

項目		意見等	市の考え方
3	第2章 土地利用の基本構想 3 利用区分別の土地利用の基本方向 (5) 道路	原町区上渋佐字原田の道路について、農道に面する農地が東日本大震災以降は休耕地又は耕作放棄地となっているため、この農道を道路化することにより、この一帯は多様な利活用が可能になるかと思われる。	ご指摘の道路については、現在、市において整備する計画はございませんが、道路整備に係る貴重なご提案として、今後の道路整備計画の参考とさせていただきます。 なお、本計画は土地の利用に関する基本的事項を定める計画でございますので、原案のとおりといたします。
4	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 オ 避難指示区域	避難指示区域を区別しているのが気になる。避難指示区域の記述について、放射性物質の汚染実態から判断すれば、避難指示区域との明確な線引きはできないため、特筆すべきものではないと思われる。	避難指示区域は、全ての市民が長期の避難を余儀なくされ、震災以前と同様の土地利用ができない土地が発生しているなど、他の地域とは現況や特徴が異なる地域であることから、特筆して土地利用の方向を示す必要があると考えますので、原案のとおりといたします。

項目	意見等	市の考え方
<p>1</p> <p>第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2)地域別の概要 ウ 沿岸地域</p>	<p>「鹿島区烏崎地区には真野川漁港があり、近海魚の水揚げ基地となっていました。東日本大震災により漁港施設が流失し、また原発事故の影響により魚介類から放射性物質が検出されたことから、現在は操業が自粛され、モニタリングのための試験操業が行われています。」とあるが、『モニタリングのための試験操業』という表現は正しくない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「鹿島区烏崎地区には真野川漁港があり、近海魚の水揚げ基地となっていました。東日本大震災により漁港施設が流失し、また原発事故の影響により魚介類から放射性物質が検出されたことから、現在は操業が自粛されています。現在は、放射線モニタリングのための調査結果により出荷制限が解除された魚種を対象に、漁業再開に向けた基礎情報を得るため試験操業が行われています。」に修正します。</p>
<p>2</p> <p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 3 土地の有効利用の促進 (1)農用地の有効利用</p>	<p>「農用地については、原発事故により土壌が放射性物質で汚染されていることから、除染により放射線量を低減させ、農業生産ができる条件を回復させます。」とあるが、農地除染により土壌の質が低下してしまうため、農地の質を向上させる旨の記述を盛り込むべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「農用地については、原発事故により土壌が放射性物質で汚染されていることから、除染により放射線量を低減させるとともに、除染による土壌の地力等が減じた分を補うための地力回復策を講じるなど、農業生産ができる条件を回復させます。」に修正します。</p>
<p>3</p> <p>第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 4 災害に強い都市基盤の整備</p>	<p>「災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るとともに、市街地などにおける防災拠点施設の整備や、都市公園などのオープンスペースの確保、河川整備の促進と雨水排水整備の推進など、防災機能の向上に努めます。」とあるが、常磐自動車道など南北を結ぶ道路は整備されているが、災害時の避難においては東西を結ぶ道路の整備が重要であると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「安全性を高めるため、特に東西を連携する新たな道路の整備や既存道路の改良を始めとした災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るとともに、市街地などにおける防災拠点施設の整備や、都市公園などのオープンスペースの確保、河川整備の促進と雨水排水整備の推進など、防災機能の向上に努めます。」に修正します。</p>

項目	意見等	市の考え方
<p>第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2)地域別の概要 オ 避難指示区域</p>	<p>地域別の概要において避難指示区域を設けているが、旧特定避難勧奨地点や線量の高い山間部の土地利用の視点が抜けているのではないか。</p>	<p>旧特定避難勧奨地点や線量の高い山間部については第3章2(2)エの山間地域に含まれており、山間地域については「原発事故により広範囲の森林が放射性物質に汚染され、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する多面的機能が低下していることから、放射性物質対策や森林整備等により森林の再生を図るとともに、自然減衰、ウェザリング効果による空間放射線量の推移をモニタリングする」と記述していることから、改めて地点単位等の土地利用を定める考えはなく、原案のとおりといたします。</p>

南相馬市総合計画等策定委員会の意見に対する対応

参考資料 5

項目	総合計画等策定委員会からの意見等	対応内容
<p>1</p> <p>第1章 土地利用の現状と課題 4 土地利用の課題 (2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用</p>	<p>「土地利用転換については、土地利用の不可逆性や、農用地や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があります。」とあるが、『農業の多面的機能』という表現は用いられるが、『農用地の多面的機能』という表現は用いられないため、『農用地の多面的な機能』に修正すべき。</p>	<p>指摘のとおり、『農用地の多面的な機能』に修正する。なお、第3章 2 (2) イ、第4章 2 (1) ア、第4章 4 にも『農用地の多面的機能』とあるため、同様に修正する。</p>
<p>2</p> <p>第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 オ 避難指示区域</p>	<p>パブリックコメントの意見に対して、『避難指示区域は、全ての市民が長期の避難を余儀なくされ、震災以前と同様の土地利用ができない土地が発生しているなど、他の地域とは現況や特徴が異なる地域であることから、特筆して土地利用の方向を示す必要があると考えますので、原案のとおりといたします。』とのことだが、土地利用の区分は、地理的、社会的、自然的条件から区分するとされており、避難指示区域内の土地については、それぞれ、当該区域以外の区分の中で整理されている。この整理のように、放射線物質による影響は全市的に及んでいる共通の環境であることやPCにあった「区分する明確な線引きはない」とする趣旨の意見のとおり、避難指示区域を除くそれぞれの区域の中で、本市共通の課題を全市的な観点から、かつ、発展的な市の一体的な復興を考慮し、避難指示区域を特筆せず、土地利用の方向性を整理のうえ計画に記載すべきと思料する。</p>	<p>指摘のとおり、『放射性物質による影響や汚染実態』という観点からすれば全市的に及ぶものであることから明確な線引きはできないと考えるが、現況として、『避難指示区域』では市民が長期の避難を余儀なくされ、震災以前と同様の土地利用ができない土地が発生しているなど避難指示区域外とは明らかに異なる状況にある。そのため、新たに『避難指示区域』との区分を設け個別に土地利用の方向性を示す必要があると考えたものであり、放射性物質の汚染実態から判断して区分したのではなく、原案のとおりとする。</p>

南相馬市総合計画等策定会議の意見に対する対応

参考資料 6

項目	総合計画等策定会議からの意見等	対応案
<p>1 第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (1)東日本大震災や原発事故が市の土地利用に与えた影響</p>	<p>「平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「東日本大震災」という。）による未曾有の地震と大津波は、東日本沿岸部全域においてかけがえのない多くの生命と、これまで築き上げてきた財産を奪い、本市も壊滅的な被害を受けました。」とあるが、『（以下、「東日本大震災」という。）』は不要ではないか。</p>	<p>指摘のとおり、『（以下、「東日本大震災」という。）』を削除する。</p>
<p>2 第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (1)東日本大震災や原発事故が市の土地利用に与えた影響 ア 人口減少と人口構造の変化</p>	<p>「特に、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少しており、子どもの生きる力の育成や地域経済の発展、さらには高齢者福祉の充実にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。」とあるが、『子どもの生きる力の育成』や『高齢者福祉の充実』については土地利用と特に関連が無いため不要ではないか。</p>	<p>指摘のとおり、「特に、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少しており、子どもの生きる力の育成や地域経済の発展、さらには高齢者福祉の充実にも等に影響を及ぼすことが懸念されます。」に修正する。</p>
<p>3 第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (1)東日本大震災や原発事故が市の土地利用に与えた影響 イ 防災基盤の整備</p>	<p>「これらの復旧を急ぐとともに、減災機能を有する海岸防災林等を整備するなど、再度同規模の津波が襲ってきたとしても、その被害を最小限度に抑えるための備えが求められます。」とあるが、『再度同規模の津波が襲ってきたとしても』を『大規模災害に備え』などに修正すべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、「これらの復旧を急ぐとともに、減災機能を有する海岸防災林等を整備するなど、再度同規模の津波が襲ってきたとしても、その大規模災害による被害を最小限度に抑えるための備えが求められます必要です。」に修正する。</p>

項目	総合計画等策定会議からの意見等	対応案
<p>4</p> <p>第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (1)東日本大震災や原発事故が市の土地利用に与えた影響 イ 防災基盤の整備</p>	<p>「また、万が一原発で再び事故が起こった場合、常磐自動車道が全線開通した現在においても避難経路は限られており、福島第一原子力発電所の廃炉までの道のりを考えると、さらに避難経路の選択肢を増やす取り組みが求められます。」とあるが、市としても必要であると考えていることから、『求められます』を『していく必要がある』や『していかなければならない』などに修正すべきではないか。</p>	<p>指摘のとおり、「また、万が一原発で再び事故が起こった場合、常磐自動車道が全線開通した現在においても避難経路は限られており、福島第一原子力発電所の廃炉までの道のりを考えると、さらに避難経路の選択肢を増やす取り組みが求められまず必要です。」に修正する。</p>
<p>5</p> <p>第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (1)東日本大震災や原発事故が市の土地利用に与えた影響 ウ 避難指示区域の復興</p>	<p>「本市が真の復興を果たすためには避難指示区域の復興が不可欠であり、市が区域解除の目標としている平成28年4月までに最低限の生活環境を整備するとともに、解除後においても一日も早く震災前と同等以上の魅力的なまちへと再生していかなければなりません。」とあるが、『震災前と同等以上の魅力的なまちへと』を『安全・安心で魅力的なまちへと』に修正すべきではないか。</p>	<p>指摘のとおり、「本市が真の復興を果たすためには避難指示区域の復興が不可欠であり、市が区域解除の目標としている平成28年4月までに最低限の生活環境を整備するとともに、解除後においても一日も早く震災前と同等以上の安全・安心で魅力的なまちへと再生していかなければなりません。」に修正する。</p>